

令和3年8月31日

ガス小売事業の変更登録について

北海道経済産業局長から、エア・ウォーター北海道株式会社（法人番号4430001022194、登録番号 B 0 0 1 5）によるガス事業法第7条第1項の規定に基づくガス小売事業の変更登録申請に関する、ガス事業法第177条第1項第2号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会としての検討を行った結果、変更登録することに異存ありませんので、別紙のとおり北海道経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

経済産業省

20210827 北海道第 1 号
令和 3 年 8 月 3 1 日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の変更登録について（回答）

令和 3 年 8 月 2 0 日付け 20210819 北海道第 9 号により、貴職から当委員会に意見を求められた別添のガス小売事業者に係るガス小売事業の変更登録について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行ったところ、変更登録をすることに異存ありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業者の変更登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(ガス小売事業者)

・エア・ウォーター北海道株式会社
(登録番号：B 0 0 1 5)

法人番号 4430001022194